

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社（有価証券上場規程第2条第2項及びJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）第3条第2項に規定する上場会社をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあっては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項、第4項、<u>第8項及び第2条の4の2</u>の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社（有価証券上場規程第2条第2項及びJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）第3条第2項に規定する上場会社をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあっては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項、第4項及び<u>第8項</u>の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>
<p><u>(開示前における自社のウェブサイト等での会社情報の取扱い)</u></p> <p><u>第2条の4の2 上場有価証券の発行者は、第2条及び第2条の2の規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、次条の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第3条 (略)

2 (略)

3 前2条の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

4 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第4条 (略)

2 (略)

3 第2条の4から第2条の5までの規定は、前2項の規定に基づく開示について準用する。

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第3条 (略)

2 (略)

3 前条の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

4 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第4条 (略)

2 (略)

3 第2条の4及び第2条の5の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

付 則

この規則は、平成25年6月29日から施行する。